

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	循環型社会 推進課
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	根拠条項	42条 第1項	許認可 等の内 容	引取業者の登録
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 (引取業者の登録の基準) 第四十七条 法第四十五条第一項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。					
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (引取業者の登録) 第四十二条 引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	循環型社会 推進課
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	根拠条項	53条 第1項	許認可 等の内 容	フロン類回収業者の登録	
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令 (フロン類回収業者の登録の基準) 第五十一条 法第五十六条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (フロン類回収業者の登録) 第五十三条 フロン類回収業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	26	担当課	循環型社会推進課		
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	根拠条項	60条第1項	許認可等の内容	解体業の許可
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 (解体業の許可の基準) 第五十七条 法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 施設に係る基準 イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。 ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りではない。 (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。 ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油(自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。)を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。 (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置(以下「ためます等」という。)及びこれに接続している排水溝が設けられていること。 二 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。 (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りではない。 (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	26	担当課	循環型社会推進課		
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	根拠条項	60条第1項	許認可等の内容	解体業の許可
<p>(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りではない。</p> <p>ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書に記載から明らかな場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。</p> <p>二 解体業許可申請者の能力にかかる基準</p> <p>イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。</p> <p>(1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法</p> <p>(2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法</p> <p>(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)</p> <p>(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)</p> <p>(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法</p> <p>(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法</p> <p>(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法</p> <p>(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法</p> <p>(9) 火災予防上の措置</p> <p>ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	循環型社会 推進課
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	根拠条項	60条 第1項	許認可 等の内 容	解体業の許可	
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (解体業の許可) 第六十条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	26	担当課	循環型社会 推進課
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	根拠条 項	67条 第1項 (70条 第1項)	許認可 の 内 容	破砕業の許可 (破砕業の変更許可)
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 (破砕業の許可の基準) 第六十二条 法第六十九条第一項第一号(法第七十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 施設に係る基準 イ みだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。 ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。 ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。 (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、産業廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。 (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。 二 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。 (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。 (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りではない。 (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	26	担当課	循環型社会 推進課
法令名	使用済自動車の再資源化等に関する 法律	根拠条 項	67条 第1項 (70条 第1項)	許認可 等の内 容	破砕業の許可 (破砕業の変更許可)	
<p>二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。</p> <p>(1) 解体自動車の保管の方法</p> <p>(2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法</p> <p>(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法</p> <p>(4) 排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)</p> <p>(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法</p> <p>(6) 解体自動車の運搬の方法</p> <p>(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法</p> <p>(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法</p> <p>(9) 火災予防上の措置</p> <p>ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律 (破砕業の許可)</p> <p>第六十七条 破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第七十条 破砕業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>						